【令和８年７月31日訂正】

（別紙２）

さいたま市新庁舎整備事業に関するパートナーシップ協定書（案）

さいたま市新庁舎整備事業に関して、さいたま市（以下「発注者」という。）と○○○設計（以下「設計者」という。）と○○○○（以下「建築工事施工予定者」という。）と○○○○（以下「電気設備工事施工予定者」という。）と○○○○（以下「機械設備工事施工予定者」という。）とは、以下のとおりパートナーシップ協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（本協定の目的）

第１条　さいたま市新庁舎整備技術協力業務委託（建築）に係る公募型プロポーザルにおいて、建築工事施工予定者を、さいたま市新庁舎整備技術協力業務委託（電気設備）に係る公募型プロポーザルにおいて、電気設備工事施工予定者を、さいたま市新庁舎整備技術協力業務委託（機械設備）に係る公募型プロポーザルにおいて、機械設備工事施工予定者を選定したことを確認する（以下、建築工事施工予定者、電気設備工事施工予定者及び機械設備工事施工予定者の３者を「施工予定３者」という。）。令和１３年１２月１２日に工事を完了させるため、発注者、設計者及び施工予定３者が協力して、発注者と設計者が別途契約している「さいたま市新庁舎整備実施設計業務」、発注者と建築工事施工予定者が別途契約する「さいたま市新庁舎整備に係る技術協力業務（建築）」、発注者と電気設備工事施工予定者が別途契約する「さいたま市新庁舎整備に係る技術協力業務（電気設備）」、発注者と機械設備工事施工予定者が別途契約する「さいたま市新庁舎整備に係る技術協力業務（機械設備）」、における実施設計及び技術協力業務を円滑に完成させることを目的とする。

（関係者間の調整、協力）

第２条　さいたま市新庁舎整備に係る実施設計に関し発注者、設計者及び建築工事施工予定者間の調整は、発注者が行う。ただし、発注者が必要と認める場合は、実施設計中に発注者を支援する業務を行うコンストラクションマネージャー（以下「ＣＭｒ」という。）が、調整を行う。

２　発注者及びＣＭｒが行う調整に対し、設計者及び施工予定３者は、真摯に対応し、協力する。

３　さいたま市新庁舎整備に係る実施設計に関し各施工予定者間の調整は、建築工事施工予定者が行う。

４　建築工事施工予定者が行う調整に対し、電気設備工事施工予定者及び機械設備工事予定者は、真摯に対応し、協力する。

５　発注者、設計者及び施工予定３者は、採用すべき技術提案及びバリューエンジニアリング（「品質を下げないでコストを低減させる」又は「コストを上げないで品質を向上させる」方法）による提案（以下「ＶＥ提案」という。）並びに施工実施方針（以下「技術提案等」という。）の技術的・経済的課題を検討するため、５者協議会を設置する。なお、５者協議会とは、発注者及び設計者並びに施工予定３者の５者により組織されるもので、実施設計時に施工予定３者から提案される技術提案等の採否を検討する組織をいう。

６　第１項に規定する調整は、発注者が主催する５者協議会において、発注者が行う。ただし、発注者が必要と認める場合は、ＣＭｒが、設計者及び施工予定３者からの意見を踏まえた上で調整を行う。

（５者協議会の役割、責任）

第３条　５者協議会の役割、責任は役割分担表（別紙３）による。

２　完成した実施設計の設計責任は、設計者が負うものとする。ただし、施工予定３者から提案され発注者により採用された技術提案等を実施設計に反映させる等のため、施工予定３者が計画通知上のその他の設計者となった場合は、施工予定３者も実施設計への関与度合いに応じた設計責任を負うものとする。

（実施設計における技術協力等）

第４条　施工予定３者は、プロポーザル時において施工予定３者からそれぞれ提案され発注者により採用された技術提案等に限らず、更なる技術的提案等及び経済的提案の創出に努めるものとする。

２　設計者は、プロポーザル時において施工予定３者から提案され発注者により採用された技術提案等だけでなく、実施設計段階における施工予定３者からの更なる技術的提案等及び経済的提案の技術検証、コスト検証を行うとともに、更なる技術的提案等及び経済的提案の創出に努めるものとする。

（参考額及び価格等の交渉）

第５条　工事請負契約の締結に向けて、発注者の示す工事費参考金額（以下「参考額」という。）は、下記の通りとする。参考額は、本工事における工事費の目標額となる。

建築工事　　金４６，４０９，０００，０００円（消費税額及び地方消費税の額を含む）

機械設備工事　金１３，４２０，０００，０００円（消費税額及び地方消費税の額を含む）

電気設備工事　金１０，３３２，３００，０００円（消費税額及び地方消費税の額を含む）

２　工事請負契約の締結に向けて、工種毎に施工予定３者とそれぞれ締結したさいたま市新庁舎整備技術協力業務委託に関する基本協定書の定めに基づき価格等の交渉を行うものとする。

（有効期間）

第６条　本協定は、本協定締結の日から工事請負契約締結日の前日又は工事請負契約の価格等の交渉の不成立が確定する日まで有効とする。

（その他）

第７条　本協定に定めのない事項については、必要に応じて発注者、設計者及び施工予定３者が協議し決定する。

【令和８年７月31日訂正】

本協定の成立を証するため、本書５通を作成し、発注者、設計者及び施工予定３者が記名押印の上、各１通を保有する。

令和　　年　　月　　日

発注者

埼玉県さいたま市浦和区常盤６丁目4-4

さいたま市長　清水　勇人

設計者

○○○○

建築工事施工予定者

○○○○

電気設備工事施工予定者

○○○○

機械設備工事施工予定者

○○○○